

第97回経営委員会議事概要

1. 日 時：2024年6月28日（金）13:27～15:09
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 大会議室
3. 出席委員等：・新井委員長代理 ・板場委員 ・逢見委員 ・尾崎委員 ・加藤委員
・久保田委員 ・小宮山委員 ・根本委員
・宮園理事長

4. 議事概要

【議決事項】

(1) 「2023年度業務概況書（案）」

2023年度業務概況書について、議決を行い、出席した8名のうち、賛成7名、棄権1名となり、過半数の委員の賛成により承認された。

(2) 「保有全銘柄開示（2023年度末時点）」

保有全銘柄開示（2023年度末時点）について、議決を行い、出席した8名の全委員の賛成により承認された。

(3) 「令和5年度業務実績評価について（案）」

(4) 「第4期中期目標期間見込評価について（案）」

議決事項3及び4については、関連する事項であることから、まとめて説明し議決をとることで了承を得た。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項第2号及び第2項の規定に基づき、令和5年度業務実績評価書及び第4期中期目標期間見込評価を作成し、厚生労働大臣へ提出することについて、議決を行い、出席した8名のうち、賛成7名、反対1名となり、過半数の委員の賛成により承認された。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員A 本年3月に開催された臨時経営委員会及び同月の定例の経営委員会で明らかになったとおり、自家運用の国債の取引先の選定の公正性の確保に重大な問題があることが判明している。公正性の確保をめぐる内部統制システム、その予防に加え、事後の関係者の処分及び今後の是正方策等の点でも極めて不十分な対応がなされており、重大な課題がある。したがって、これに関係する項目については、目標は達成されておらず、改善の必要があっ

て、Bの評定をすることはできない状態にあるので、本案に反対する。

- (5)「令和5事業年度財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項について(案)」

【報告事項】

- (1)「2023年度監査委員会監査報告」

報告事項1については、議決事項5と関連する内容であるため、議決に先立ち、管理運用法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されている一方で、更なる運用の透明性・公平性を確保する改善が必要なこと等について、委員から報告があった。

令和5事業年度財務諸表、令和5事業年度事業報告書、令和5事業年度決算報告書、令和5事業年度利益の処分の4つの事項については、関連する事項であることから、まとめて説明し議決をとることで了承を得た。

令和5事業年度財務諸表、令和5事業年度事業報告書、令和5事業年度決算報告書、令和5事業年度利益の処分について、議決を行い、出席した9名の全委員の賛成により承認された。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員A 監査報告の説明を補足すると、自家運用における国債取引において、取引先を特定の2社に限定した行為が、法令等に違反しないというのが多数意見であり、執行部も同じ見解であるが、業務方法書及び組織規程の明文に違反する行為であり、そのことを私の少数意見として付記した。

組織規程は、事前の審議及び議決を行って取引先の選定の公正性を確保しなければならないことを規定しており、これに違反しないという見解は理解しがたく、このような解釈は腐敗への道を開き、法人業務に重大な問題を生じさせる恐れがある。

委員B 現在法人内で内部統制上の不備に関してはきちんと対応をしているところと承知しており、その結果を待たずに監査報告の第3の意見を公表することを私としては受け入れられず、反対した。

委員C 三人の連名で出ている監査報告だが、内容の一部を記載することに反対をする意見もあり、どのように扱われることになるのか。

委員D 監査報告としては、監査委員会の多数意見で議決されたということである。

委員C この形式で報告することを議決したということか。

委員D その通りである。

理事長 第2の監査の結果で、当法人の自家運用における国債取引に係る内部通報事案に関して、内部統制システムの改善と機能強化が必要との指摘については、重要性和早期対応の必要性を強く認識しており、適切に取り組む所存である。

当該事案に関しては、既に経営委員会からも指摘と改善の要請を受けており、重く受け止めて、自家運用の国債取引における発注先証券会社の選択を含む執行方針について、投資委員会への事前・事後の報告を充実させる取組を既に実施中である。また、執行部内でプロジェクトチームを組成して自家運用の業務プロセス等の点検と改善について鋭意検討を進めている。

第3で業務方法書及び組織規程に違反しているとの指摘をいただいたが、執行部としては業務方法書及び組織規程に従って自家運用の国債取引に係る取引先の選定基準を定め、適切に選定を行っていると認識している。そして、選定した取引先の中から実際の国債取引における発注先証券会社を決める際には、市場への影響に配慮しながら、証券会社の過去の約定実績や大規模取引への対応能力に加えて、投資行動に関する情報の秘匿性が担保される、こうした観点からの最良執行を踏まえて、業務方針に則り、取引執行担当者の経験と知見に基づく裁量の下で合理的な判断を行ったものであり、法令違反や諸規程への抵触は認められないという外部弁護士の御判断をいただいている。

自家運用の国債取引に関してプロジェクトチームでしっかり検討し、業務執行の改善を迅速かつ確実に実行に移してさらなる透明性・公平性の確保に努め、国民の信頼に反しないような業務プロセスの構築を図ってまいりたい。

【報告事項】

(2) 「2024年度監査委員会監査計画」

2024年度監査委員会監査計画について、委員から報告があった。
質疑等の概要は以下のとおりである。

委員E 自家運用における監査を追加しているが、これまで自家運用については監査の対象でなかったということか。

委員D 自家運用も監査の対象であるが、今回起きた事象もあり強化をするということである。

委員A 自家運用の取引先に絞った監査を重点的に行う必要があると思う。

(3) 「2024年度における基本ポートフォリオの検証について」

2024年度における基本ポートフォリオの検証について、委員から報告があった。

(4) 「足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について」

足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について、執行部から報告があった。

以上